



2015年10月1日

IATA 危険物規則書 2016年1月1日 第57版の主な変更点

IATA 危険物規則書第57版は、国連やICAOの改訂時期に当たらないので、大きな改訂点はないが、2015年の第56版の発刊後に出された2回の補遺版（Addendum）の内容も第57版に組み込まれている。

IATA DGR 第57版の内容は、国連危険物輸送専門家小委員会（UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods - UN SCoETDG）が発行している2015年1月1日より有効となった国連モデル規則書の第18改訂版（UN Model Regulations, 18th Revised Edition）と、その内容を反映させてICAOが2年に一度発行している「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2015-2016年版」（Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2015-2016 Edition）に基づいている。

危険物貨物を取扱う職員の作業の一助となるように、ここに掲示した変更点は、第57版の変更点のうち、主なものと考えられるものを列記したのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでないことに留意されたい。細かい変更点のすべてについては第56版のページ欄外に所定の追加（□）、修正（△）、削除（⊗）の各マークを付して注意を喚起してある。

1. - Applicability（適用）

1.3.3 - Dangerous Goods in Consolidations（混載貨物の中の危険物）

9.1.8.1に記されていた混載貨物の定義を独立したパラグラフ1.3.3.1 Definition（定義）として1.3.3の冒頭に挿入した。以後のパラグラフを1.3.3.2 Requirements（要件）としてまとめた。

2. - Limitations（制限）

2.3 - Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew（乗員、乗客が携行する危険物）

2.3.3.2 - Spare Lithium Batteries（予備のリチウム・バッテリー） -

電池はすべて国連の Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の基準を満たしていること。すべて機内持ち込みのみとし、『携帯可能な医療用電子装置』のスペア電池は、リチウム・イオン電池の場合 100Wh 以上 160Wh 以内、リチウム金属電池の場合 リチウム含有量 2g 以上 8g 以内を総量 2 個まで機内持ち込みのみ許される。他の『携帯可能な電子装置』に使用するスペア電池はリチウム・イオン電池にかぎり、100Wh 以上 160Wh 以内のものを 2 個まで機内持ち込みとしてのみ許される。

2.3.4.7 - Lithium Battery-powered Electronic Devices（リチウム電池作動の電子機器）

機内持ち込み、預託手荷物の何れでも良いが、預託手荷物の場合は誤作動防止の手配が必要。電池はすべて国連の Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の基準を満たしていること。

(a) 持ち運び可能な医療用の電子機器などで、リチウム電池が装備されているものは、リチウム・イオン電池の場合は 100Wh を超え、160Wh を超えないこと。リチウム金属電池の場合は リチウム含有量が 2g を超え、8g を超えないこと。

(b) 持ち運び可能な電子機器（動力工具、パワーツール、ビデオカメラ、ラップトップなど）でリチウム・イオン電池が装備されているものは、100Wh を超え、160Wh を超えないこと。

2.3.5.9 - Portable Electronic Devices（including Medical devices）containing Batteries（携帯可能な電子機器（医療用のものも含む）でバッテリーが含まれているもの）

持ち運び可能な電子機器（医療用のものも含む）、例えば、POC 携行可能な酸素凝縮器、並びに消費者用電子器具（カメラ、携帯電話、ラップトップ、タブレット、パワーバンク等）でバッテリーが含まれているものは機内持ち込みが望ましい。スペアのバッテリーは個々の

別々の保護袋に収納して機内持ち込みとすること。個々に装着されているバッテリーもスペアのバッテリーもリチウム金属電池はリチウム含有量が2gを超えてはならない。リチウム・イオン電池は100Whを超えてはならない。電池はすべて国連の Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の基準を満たしていること。装置が預託手荷物として輸送される場合は、誤作動防止の手段を講じてなければならない。他の装置の電源となる『パワーバンク』は機内持ち込みのみ認める。電子シガレットは機内持ち込みのみ。

Table 2.3.A - 表を物件のアルファベット順に編集し直した。使いやすいように、適用定義条件、運航者の許可の要・不要、預託手荷物の可・否、機内持ち込みの可・否、機長への情報の要件の記述を表の右に寄せた。

2.8 - State and Operator Variations (政府及び運航者例外規定)

ネパール (NPG)とベネズエラ(VEG) が新しく政府例外規定を導入した。運航者例外規定の新顔は Air Malta (KM)、DHL Aviation EEMEA (ES) と TNT Express (3V) の 3 社である。政府例外規定、運航者例外規定とも数多くの変更があるので注意してほしい。

5 - Packing (包装)

5.0.1.3 - ULD に積み付けて搬入しても差し支えないもののリストを改訂し、9.1.4 のバラ搬入のリストと整合性を持たせた。

5.0.1.5.4 - 追加の新しいパラグラフを加え、危険物貨物が入っているオーバーパックの中に、非危険物貨物を同梱させても差し支えないと規則を分かり易く補足した。

5.2.0.6 - 5.2.0.6.1 の内容をそのまま包装基準 PI 200 に移動させ、国連の Model Regulation の PI 200 の記述に整合性を持たせた。また、この修正は、第 58 版で新たに項目が追加される PI 200 の準備のためでもある。

Packing Instructions (包装基準)

PI Y963 - PI の冒頭に、特別規定 SP A112 に規定されている ID 8000 Consumer Commodity (日用品) の定義に含むことが許されている物質の名称を加えた。更に、Consumer Commodity が収納されている外装容器に他の危険物を同梱してはならない旨、明確に追加表示した。

PI 965 - Section IB に外装容器は強固で堅いもの (strong rigid outer packaging) でなければならないと規定を強化した。この要件を強調するため、Section IB と Section II の表を詳しいものに改訂し、許される外装容器を、木製の箱、ファイバーボード箱、ファイバーボード・ドラム等と特定した。同様な改訂が PI 966~PI 970 の Section II 及び PI 968 の Section IB にも行った。

PI 966 及び PI 969 - 本包装基準の適用に当たって、“この包装基準の適用に当たり、「機器(equipment)」とは「器具(device)」もしくは「装置(apparatus)」でその作動につきリチウム・セルもしくはバッテリーを電力の供給源とするものを言う”と、どの様なものが「装置 (equipment)」に相当するのか説明を加えた。PI 967 及び PI 970 にも同様の説明を加えた。

PI 967 及び PI 970 - リチウム単電池が 4 個以下、もしくはリチウム組電池が 2 個以下装着されている『リチウム電池を装着した機器』を輸送する際に “リチウム電池取扱いラベル” 貼付は免除される。“リチウム電池取扱いラベル”の貼付免除は 1AWB にそのような輸送物が 2 個以上ない時にのみ適用になる。荷送人が 1 AWB にかかる輸送物が 2 個を超えてある時に“リチウム電池取扱いラベル”が必要になると言う荷出し手続きを徹底する為に、12ヶ月の猶予期間を与える。しかし、荷送人は可及的速やかにこの要件を遵守することが望まれる。

7 - Marking (マーキング)

7.1.7.3 - 新しいパラグラフを追加して、オーバーパックを複数作った場合、各オーバーパックに識別符号を付ける要件を必須として明確にした。

8 - Documentation (書類の作成)

8.1.6.9.2 - 危険物申告書に輸送物の個数を数字で (1, 2, 3) 記載するか、言語で (one, two, three) と記載するか、何れでも差し支えない旨、説明を入れた。

9. - Handling (取り扱い)

9.4.4 - 9.4.4 Damaged or Leaking Packages として、輸送物の破損や内容物の漏れが発見された場合、推奨する対応について新しいパラグラフを加えた。この推奨する対応と言うのは、すでに 9.3.6 Damaged Packages of Dangerous Goods で言及されている危険物貨物の破損ではなく、例えば GHS のピクトグラムが付いている輸送物で、人もしくは環境にリスクを与えるようなものの破損・漏洩の場合の対応である。

10. - Radioactive Material (放射性物質)

10.7.1.3 - 輸送物の総重量が 50kg を超す場合には、容器の最大許容重量を記載しなければならないと補足した。

10.9.3.2.2 - 動物との隔離を 9.3.13.2 から移動させ、放射性物質の取り扱いをすべて第 10 章のなかに移した。「Cat II-Yellow と Cat III-Yellow の放射性物質は動物と 24 時間以内の空輸の場合は 0.5m、24 時間を超える空輸の場合は 1.0m の隔離距離を置くこと」

Appendix D - 監督官庁の連絡先などの情報を最新のものに改訂した。

Appendix E - 国連規格容器の供給業者の表 (E 1) および容器の検査機関の情報 (E 2) の内容を修正した。

Appendix F - 販売代理店 (F 2)、IATA 公認訓練校 (F 3 - F 5) および IATA 公認訓練センター (F 6) の表を改訂した。

Appendix H - 第 57 版に別に Appendix H を加え、2017 年 1 月 1 日より発効になる国連危険物輸送専門家小委員会 (UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods - UN SCoETDG) の国連モデル規則書の第 19 改訂版 (UN Model Regulations, 19th Revised Edition) に伴う変更点と、ICAO が 2 年に一度発行している「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2017-2018 年版」 (Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2017-2018 Edition) の現在までに分かっている変更点を記述してある。

- ・ H.3.0.1.5 - 試験の結果、危険物リストに記載してある情報と異なる分類・区分に荷送人が割り当てる方法。当該国の然るべき監督官庁の認可が条件となる。
- ・ Polymerizing substances (重合物質) の分類基準を区分 4.1 に含ませる。液状、固体、安定剤入り、温度管理を必要とする液状、固体の重合物質には新しく国連番号と正式輸送品目名が割り当てられる。温度管理を必要とするものは航空輸送は禁止されている。液状、固体で安定剤入りのものは PI 459 が割り当てられる。
- ・ 現在 UN 3166 に割り当てられている “engine” は、燃料もしくは燃料電池の分類により、区分 2.1、第 3 分類、もしくは第 8 分類の新しい国連番号が割り当てられる。器械についても、エンジンと同様に同じ国連番号に割り当てられる。これらの物件には新しい包装基準 PI 220、PI 378、PI 972 が加えられる。
- ・ 新しい特別規定 (Special Provision) や改訂された特別規定がある。
- ・ 現在のリチウム電池取扱いラベルを多輸送形態リチウム電池取扱いマーク (multi-modal lithium battery mark) に変更する。リチウム・セルやバッテリーを言葉でなく、国連番号で表示する。この変更に関連して、リチウム電

池に特化した新しい Class 9 のラベルを導入する。この変更は 2018 年 12 月 31 日まで 2 年間の猶予期間を与える。

以 上

航空機は世界の人々の平和と安寧を願って今日の繁栄を築いて来た。一部の過激な宗教信奉者が扇動するテロ行為が航空輸送に暗い影を落としている。旅客輸送にも貨物輸送にも危険物ルールは欠かすことの出来ない大切なルールである。いまのこの時期は、特に危険物の安全輸送について強く思いをめぐらせる時である。諸兄姉も航空輸送業界のプロとして是非安全輸送を心掛けて欲しい。

(終)